# 協力型臨床研修病院の新規指定について

#### 概 要

- 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、 当該病院に係る指定申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。
- また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項により、地域医療対策協議会の意見を 聴いた上で、指定することとされている。

### 協力型臨床研修病院の新規指定申請について

- 〇 対象医療機関名:社会医療法人公徳会 若宮病院
- 申請内容:若宮病院から、基幹型臨床研修病院である山形大学医学部附属病院を経由して、協力型臨床研修病院の 新規指定申請があったもの。

### 協力型臨床研修病院の指定の基準及び審査状況

【指定基準】	【審査状況】	
(1)今後の移転計画の有無	<b>→</b> 無	
(2)医師(研修医を含む)の員数	→ 満たしている	
(3)研修に必要な設備	→ 確保している	
(4)病歴の管理責任者	→ 配置している	
(5)医療安全管理体制	→ 確保している	
(6)精神科の診療要員	→ 配置している	

○ 審査結果:医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、県において書類審査を実施した結果、 指定要件を満たしていると認められることから、若宮病院を協力型臨床研修病院として指定してはどうか。

## 協力型臨床研修病院の指定に係る今後のスケジュール(予定)

令和6年2月16日(本日)	山形県地域医療対策協議会において指定に係る協議
令和6年4月1日	協力型臨床研修病院として指定(基幹型臨床研修病院においてプログラム変更、R7研修医募集開始)
令和7年4月1日	協力型臨床研修病院として研修開始